

不二学園

年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
27	実地	<理事会> 1 役員の任期切れ及び後任役員の選任に至るまでに、空白の期間が生じています。 役員の任期については、2年を超えることはできません。役員の任期について適正に管理するとともに、重大事案が発生した場合は、必ず所轄庁へ報告・相談するようにしてください。<根拠:社会福祉法第36条第2項>	1 今後の対策について、今回のような遅滞がないよう、当法人においてスケジュール管理を徹底し、関係各所との連携や確認相談を図り再発防止に努めます。	H27.9
28	実地	特にありません	—	H28.11
29	未実施B	—	—	—

区分：実地監査、未実施の別

未実施分については、

「A:4年又は5年に1回実施のため、当該年度未実施」

「B:3年に1回実施のため、当該年度未実施」

「C:その他の事情により未実施」